

霧島市 介護予防・日常生活支援総合事業概要

- 総合事業の概要、サービス類型について
- 支給限度額、基本報酬等について

霧島市 保健福祉部 長寿介護課

令和6年4月1日

改正の概要

これまで旧介護予防訪問介護・旧介護予防通所介護の基準が廃止された平成 27 年度以降に居宅サービス等に上乘せされた基準について厚生労働大臣が定める基準を別に定めてきたところであるが、情報の一覧性を高める観点、また、居宅サービス等の基準が緩和された対応の観点から、旧介護予防訪問介護・旧介護予防通所介護の基準と厚生労働大臣が定める基準が一元化されました。

また、居宅サービス等における令和 6 年度の基準改正との整合性が確保（管理者の兼務規定等の改正）されました。

市町村は、これらの基準を例として、または、勘案し別に定めることとなっていますが、市としては、国の基準のとおり運用します。

【根拠となる省令】 令和 6 年 3 月 15 日公布

- ①「介護保険法第 140 条の 63 の 6 第 1 号に規定する厚生労働大臣が定める基準」（訪問型サービス・通所型サービス（従前相当サービス）に係る人員・設備・運営基準として市町村が定める際に例とするもの）の全部改正（令和 6 年厚生労働省告示第 84 号）
- ②「介護保険法施行規則第 140 条の 63 の 2 第 1 項第 1 号に規定する厚生労働大臣が定める基準」（令和 3 年厚生労働大臣省告示第 72 号）の一部改正案（令和 6 年 4 月 1 日適用分、同年 6 月 1 日適用分）

※訪問型サービス・通所型サービス・介護予防ケアマネジメント（従前相当サービス・多様なサービス）の費用の額を市町村が定める際に勘案すべきもの

※①②についての詳細は、介護保険最新情報 Vol.1210 介護予防・日常生活支援総合事業のうち第一号事業に係る厚生労働大臣が定める基準案について令和 6 年 3 月 7 日をご参照ください

介護予防・日常生活支援総合事業の概要

介護予防・日常生活支援総合事業（以下、総合事業）は、多様なニーズに対して、対象者の要介護状態等となることの予防又は自立した日常生活の支援を目的として実施するものである。総合事業における介護予防ケアマネジメントは、介護予防と自立支援の視点を踏まえ、対象者の心身の状況、その置かれている環境その他の状況に応じて、対象者自らの選択に基づきサービスが包括的かつ効率的に実施されるよう、専門的な視点から、必要な援助を行うことを目的としている。

さらに、この介護予防ケアマネジメントの考え方は、サービス利用を終了した場合においても利用者のセルフケアとして習慣化され、継続される必要がある。そのためには対象者が主体的に取り組めるように働きかけるとともに、知識や技術の提供によって対象者自身の能力が高まるような支援が重要である。

総合事業におけるサービス事業の利用においては、必要に応じて住民主体の支援等多様なサービスを効率的に利用促進するとともに、自立支援・重症化予防につなげる事が重要である。

霧島市の方針

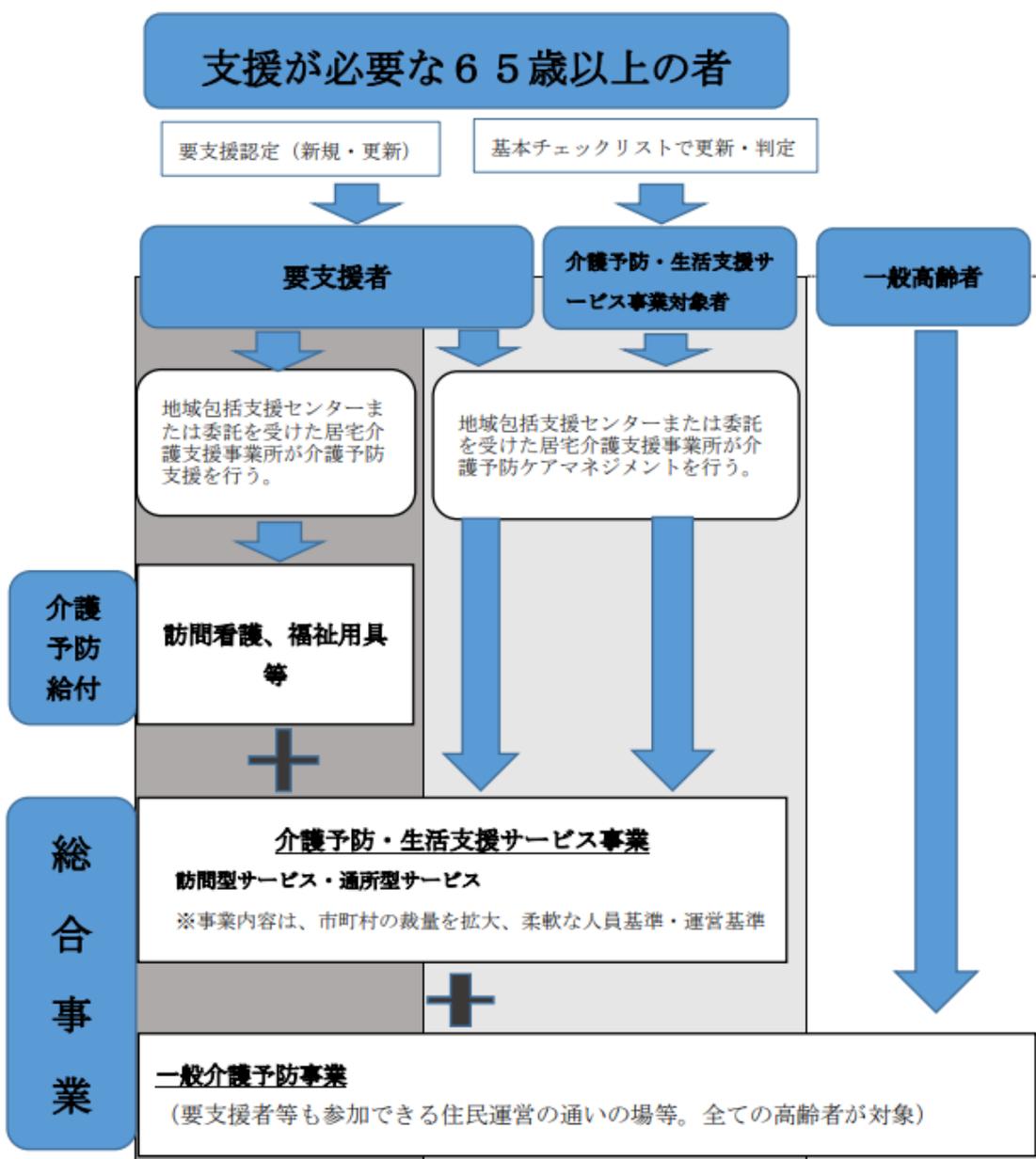
- (1) 事業対象者は要支援1・2相当の者とされていることから、その判断のため、新規のサービス利用意向については、セルフチェックシートを活用し、原則、要支援認定申請を行う。
- (2) 要支援者の更新で、利用が介護予防・生活支援サービスのみの場合は、基本チェックリスト更新を原則とする。（総合事業は65歳以上が対象となるため、第2号被保険者は要支援認定が必要）
- (3) 事業対象者の介護予防ケアマネジメントについては地域包括支援センターで担当とするが、必要に応じて、居宅介護支援事業所に委託ができる。
- (4) 事業対象者には有効期間を設けず介護予防ケアマネジメントの過程において更新を行う。
- (5) 報酬については、1回単価による。ただし、市が必要と認める場合については、包括報酬を適用する。
- (6) 給付管理については、指定相当サービス（従前相当サービス）を利用する場合のみ行う。

【報酬についての考え方】

総合事業の目的が、自立支援・重度化防止であることから、毎週機械的に訪問型・通所型のサービスを中心とした生活ではなく、給付対象とならない週が発生する場合は、対象者一人ひとりの自立支援に向けた取り組みの機会として介護予防支援・介護予防ケアマネジメントを行うことを考え、1回単価を原則としている。しかし、身体的・環境的な問題から、サービスを利用せざるを得ないと考えられるケースである場合は、適切なアセスメントに基づく自立支援・重度化防止に資するプランであると市が認めた場合に限り、包括報酬が適用される。適用にあたっては、あらかじめ「包括報酬の適用協議書」に介護予防サービス支援計画書原案の写しを添えて、市と協議すること。なお、協議書は必ずサービス担当者会議の前に提出することとし、また、原案作成委託を行っている場合も、霧島市地域包括支援センター所長名による申請となる。

1. 総合事業の基本的イメージ

- 従前の介護予防訪問介護、介護予防通所介護は総合事業の介護予防・生活支援サービス事業として、提供される。それ以外の医療的なニーズを必要とするサービスや福祉用具貸与等は、引き続き、介護予防給付によるサービス提供となる。
- 要支援者は、介護予防給付のサービス、総合事業の介護予防・生活支援サービス事業を利用できる。
- 事業対象者は介護予防・生活支援サービス事業のみ利用できる。

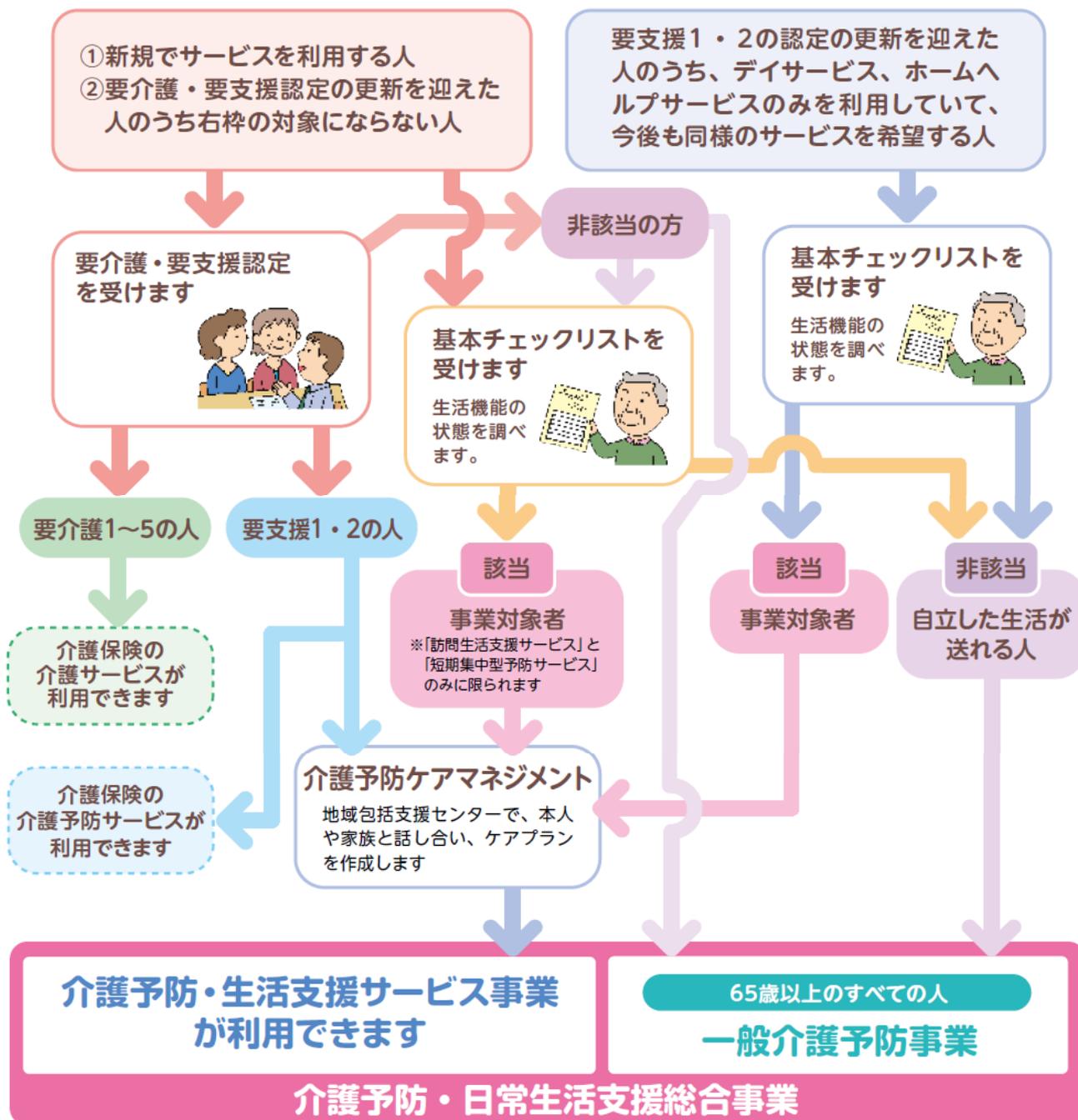


2. 事業対象者

- 要支援者が更新を必要とする場合で、医療的なサービス等のニーズが低い場合等は、要支援認定によらず、基本チェックリストによる判定を行い「事業対象者」として、サービス利用が可能である。
- 認定更新申請が不要なため、主治医意見書や認定調査が不要。
- 有効期間がないため、更新手続きが不要（ただし定期的に基本チェックリストで状態の確認を行う）。
- 予防給付（訪問看護、福祉用具等）が必要となった場合は、再度新規申請により要支援1，2の認定を受ける必要がある。

3. 利用までの流れ

介護予防・日常生活支援総合事業には、要支援1・2と認定された人や、基本チェックリストにより生活機能の低下がみられた人が利用できる介護予防・生活支援サービス事業と、65歳以上のすべての人が利用できる一般介護予防事業があります。地域包括支援センター、市役所窓口にお問合せください。（お問合せ先 [P 17](#)）



※事業対象者になったあとや、サービスを利用したあとでも、要介護認定を申請することができます。

4. サービス類型について

国 介護予防・日常生活支援総合事業より抜粋 が市で実施するサービス

○ 要支援者等の多様な生活支援のニーズに対して、総合事業で多様なサービスを提供していくため、市町村は、サービスを類型化し、それに併せた基準や単価等を定めることが必要。そこで、地域における好事例を踏まえ、以下のとおり、多様化するサービスの典型的な例を参考として示す。

①訪問型サービス

※ 市町村はこの例を踏まえて、地域の実情に応じた、サービス内容を検討する。

○ 訪問型サービスは、従前の訪問介護に相当するものと、それ以外の多様なサービスからなる。
○ 多様なサービスについては、雇用労働者が行う緩和した基準によるサービスと、住民主体による支援、保健・医療の専門職が短期集中で行うサービス、移動支援を想定。

基準	従前の訪問介護相当	多様なサービス			
サービス種別	①訪問介護	②訪問型サービスA (緩和した基準によるサービス)	③訪問型サービスB (住民主体による支援)	④訪問型サービスC (短期集中予防サービス)	⑤訪問型サービスD (移動支援)
サービス内容	訪問介護員による身体介護、生活援助	生活援助等	住民主体の自主活動として行う生活援助等	保健師等による居宅での相談指導等	移送前後の生活支援
対象者とサービス提供の考え方	○既にサービスを利用しているケースで、サービスの利用の継続が必要なケース ○以下のような訪問介護員によるサービスが必要なケース (例) ・認知機能の低下により日常生活に支障がある症状・行動を伴う者 ・退院直後で状態が変化しやすく、専門的サービスが特に必要な者 等 ※状態等を踏まえながら、多様なサービスの利用を促進していくことが重要。	○状態等を踏まえながら、「多様なサービス」の利用を促進	住民主体による支援等	・体力の改善に向けた支援が必要なケース ・ADL・IADLの改善に向けた支援が必要なケース ※3～6ヶ月の短期間で行う	訪問型サービスBに準じる
実施方法	事業者指定	事業者指定/委託	補助(助成)	直接実施/委託	
基準	予防給付の基準を基本	人員等を緩和した基準	個人情報の保護等の最低限の基準	内容に応じた独自の基準	
サービス提供者(例)	訪問介護員(訪問介護事業者)	主に雇用労働者	ボランティア主体	保健・医療の専門職(市町村)	

②通所型サービス

※ 市町村はこの例を踏まえて、地域の実情に応じた、サービス内容を検討する。

○ 通所型サービスは、従前の通所介護に相当するものと、それ以外の多様なサービスからなる。
○ 多様なサービスについては、雇用労働者が行う緩和した基準によるサービスと、住民主体による支援、保健・医療の専門職により短期集中で行うサービスを想定。

基準	従前の通所介護相当	多様なサービス			
サービス種別	①通所介護	②通所型サービスA (緩和した基準によるサービス)	③通所型サービスB (住民主体による支援)	④通所型サービスC (短期集中予防サービス)	
サービス内容	通所介護と同様のサービス 生活機能の向上のための機能訓練	ミニデイサービス 運動・レクリエーション 等	体操、運動等の活動など、自主的な通いの場	生活機能を改善するための運動器の機能向上や栄養改善等のプログラム	
対象者とサービス提供の考え方	○既にサービスを利用しており、サービスの利用の継続が必要なケース ○「多様なサービス」の利用が難しいケース ○集中的に生活機能の向上のトレーニングを行うことで改善・維持が見込まれるケース ※状態等を踏まえながら、多様なサービスの利用を促進していくことが重要。	○状態等を踏まえながら、住民主体による支援等「多様なサービス」の利用を促進		・ADLやIADLの改善に向けた支援が必要なケース 等 ※3～6ヶ月の短期間で実施	
実施方法	事業者指定	事業者指定/委託	補助(助成)	直接実施/委託	
基準	予防給付の基準を基本	人員等を緩和した基準	個人情報の保護等の最低限の基準	内容に応じた独自の基準	
サービス提供者(例)	通所介護事業者の従事者	主に雇用労働者 +ボランティア	ボランティア主体	保健・医療の専門職(市町村)	

③その他の生活支援サービス

○ その他の生活支援サービスは、①栄養改善を目的とした配食や、②住民ボランティア等が行う見守り、③訪問型サービス、通所型サービスに準じる自立支援に資する生活支援(訪問型サービス・通所型サービスの一体的提供等)からなる。

訪問型サービス

サービス名	指定相当訪問型サービス（訪問介護従前相当サービス）
類型	旧介護予防訪問介護に相当するサービス
サービス内容	専門職によるサービス 生活援助（調理・洗濯・掃除など） 身体介護（入浴・排泄・食事など） サービス提供時間 1時間程度（訪問型短時間サービスは20分未満）
実施主体	指定事業者
サービス対象者	要支援1・2、事業対象者（状態による）
サービス提供の考え方	<ul style="list-style-type: none"> ・既にサービスを利用しているケースでサービスの利用の継続が必要な方 ・認知機能の低下により日常生活に支障がある症状・行動を伴う方 ・退院直後で状態が変化しやすく、専門的サービスが特に必要な方 ・状態等をふまえながら、多様なサービスの利用を促進していくことが重要。
ケアマネジメント	ケアマネジメントA
人員	管理者 常勤・専従1以上 訪問介護員 常勤換算2.5以上 <資格要件：介護福祉士・介護職員初任者研修修了者> サービス提供責任者：常勤の訪問介護員のうち利用者40人につき1人以上 <資格要件：介護福祉士・介護職員基礎研修又は1級課程修了者>（国基準と同様）
設備	<ul style="list-style-type: none"> ・事業の運営に必要な広さを有する専用の区画、必要な設備・備品
運営	<ul style="list-style-type: none"> ・個別サービス計画の作成 ・運営規定等の説明・同意 ・提供拒否の禁止 ・訪問介護員等の清潔の保持、健康状態の管理 ・秘密の保持 ・事故発生時の対応 ・廃止・休止の届出と便宜の提供 ・虐待の防止 ・業務継続計画の策定等（国基準と同様）
単価設定	1回あたりの単価報酬（状況に応じて包括報酬）
支払い	国保連合会経由で審査・支払
自己負担	1割、2割または3割
支給限度額管理	有り

サービス名	訪問生活支援サービス
類型	訪問型サービスA（緩和した基準によるサービス）
サービス内容	雇用されている労働者によるサービス 生活援助（調理・洗濯・掃除など） サービス提供時間 1時間程度
実施方法	委託（シルバー人材センター等）
サービス対象者	要支援1・2、事業対象者
サービス提供の考え方	・生活援助（調理・洗濯・掃除など）のサービスを必要とする状態にある方
ケアマネジメント	ケアマネジメントAまたはB（訪問生活支援サービスのみの利用の場合）
人員	管理者 常勤1以上 従事者 必要数 資格要件：介護福祉士・介護職員初任者研修修了者または市が指定する研修修了者 サービス提供責任者：従事者のうちから必要数 資格要件：介護福祉士・介護職員初任者研修修了者または市が指定する研修修了者
設備	・事業の運営に必要な広さを有する専用の区画、必要な設備・備品
運営	・必要に応じて個別サービス計画の作成 ・従事者の清潔の保持、健康状態の管理 ・秘密の保持 ・事故発生時の対応 ・廃止・休止の届出と便宜の提供等
単価設定	1回あたりの単価報酬 1回あたり1,800円 週1回
支払い	市に毎月実績報告を提出後、市から直接支払い
自己負担	200円
支給限度額管理	無し

通所型サービス

サービス名	指定相当通所型サービス（通所介護従前相当サービス）
類型	旧介護予防通所介護に相当するサービス
サービス内容	専門職によるサービス 生活機能向上のための支援 食事などの基本的なサービス サービス提供時間 1回2時間以上
実施主体	指定事業者
サービス対象者	要支援1・2、事業対象者（状態による）
サービス提供の考え方	既にサービスを利用しており、サービスの利用の継続が必要な方 集中的に生活機能の向上のトレーニングを行うことで改善・維持が見込まれるケース
ケアマネジメント	ケアマネジメントA
人員	管理者 常勤・専従1以上 生活相談員 専従1以上 看護職員 専従1以上 介護職員 15人まで専従1以上16人以上は利用者1人に専従0.2以上 機能訓練指導員 1以上
設備	<ul style="list-style-type: none"> ・ 食堂・機能訓練室（3㎡×利用定員数以上） ・ 静養室、相談室、事務室 ・ 消火設備その他の非常災害に必要な設備 ・ 必要なその他の設備、備品（国基準と同様）
運営	<ul style="list-style-type: none"> ・ 個別サービス計画の作成 ・ 運営規定等の説明・同意 ・ 提供拒否の禁止 ・ 訪問介護員等の清潔の保持、健康状態の管理 ・ 秘密の保持 ・ 事故発生時の対応 ・ 廃止・休止の届出と便宜の提供 ・ 虐待の防止 ・ 業務継続計画の策定等（国基準と同様）
単価設定	1回あたりの単価報酬（状況に応じて包括報酬）
支払い	国保連合会経由で審査・支払
自己負担	1割、2割または3割
支給限度額管理	有り

サービス名	短期集中予防サービス
類型	通所型サービスC
サービス内容	保健・医療の専門職により提供される支援で、3～6ヶ月の短期間で行われるサービス 生活機能を改善するための運動器の機能向上や栄養改善、口腔歯科等のプログラム サービス提供時間 1回2時間以上
実施方法	委託（スポーツクラブ、通所介護事業所）
サービス対象者	要支援1・2、事業対象者
サービス提供の考え方	ADLやIADLの改善に向けた支援が必要な方で、原則3か月の短期間で実施、状況に応じて最長6ヶ月の利用が可能である。
ケアマネジメント	ケアマネジメントC
人員 設備 運営 など	委託契約書による
自己負担	500円
支給限度額管理	無し

5. 支給限度額について

事業対象者及び要支援1・要支援2の支給限度額

利用者区分	サービス利用パターン	ケアマネジメント費	区分支給限度基準額	
事業対象者	訪問介護のみ	介護予防ケアマネジメント費 (様式第七の三)	5, 0 3 2 単位	
	通所介護のみ			
	訪問介護と通所介護			
要支援1	予防給付のみ	介護予防支援費 (様式第七の二)	5, 0 3 2 単位	
	予防給付と			訪問介護
				通所介護
	訪問介護・通所介護のみ			介護予防ケアマネジメント費 (様式第七の三)
要支援2	予防給付のみ	介護予防支援費 (様式第七の二)	1 0, 5 3 1 単位	
	予防給付と			訪問介護
				通所介護
	訪問介護・通所介護のみ			介護予防ケアマネジメント費 (様式第七の三)

※予防給付を計画している利用者が、総合事業のみ利用した月は、介護予防ケアマネジメント費での請求になる。

事業対象者の区分支給限度基準額については、予防給付の要支援1の限度額を目安として行うこととなっているが、利用者の状態（退院後で集中的にサービス利用することが自立支援につながるケースなど）によっては、「総合事業における一時的な区分支給限度額変更申請書」を市に提出し、承認を得ることによって限度額を超えることも可能である。なお、その場合であっても、上限額が要支援2の支給限度額を超えることはできない。

6. 単位・コード等 サービスコード表、単位数表マスタはホームページに掲載

サービス種別コード

サービスコード	サービス種類	内容
A2	訪問型サービス（独自） （指定相当訪問型サービス費）	総合事業の指定を受けた事業者が提供するサービス
A6	通所型サービス（独自） （指定相当通所型サービス費）	

訪問型サービスの主な基本報酬（令和6年4月1日以降）

対象者：要支援1・2及び事業対象者

サービスコード		サービス内容／種類	単位	回数等	
種類	項目				
A2	2411	訪問型独自サービス 21	1回当たり 287単位	標準的なサービス	月あたり 上限 3,727 単位
	2511	訪問型独自サービス 22	1回当たり 179単位	生活援助が中心である 場合で、所要時間20 分以上45分未満	
	2621	訪問型独自サービス 23	1回当たり 220単位	生活援助が中心である 場合で、45分以上の 場合	
	1411	訪問型独自短時間サー ビス	1回当たり 163単位	短時間の身体介護が中 心である場合	
	1111	訪問型独自サービス 11	1月につき 1,176単位	週1回程度	※包括報酬 を適用する 場合は、市 と 事前に 協 議が必要 ^(注 1)
	1211	訪問型独自サービス 12	1月につき 2,349単位	週2回程度	
	1321	訪問型独自サービス 13	1月につき 3,727単位	週2回を越える程度	

(注1) 適切なアセスメントに基づく自立支援・重度化防止に資する予防プランであるとして、市の確認が必要になります。また、包括報酬を適用しても、実際のサービス提供が、1回当たりの単位で算定した際に包括報酬の単位を下回る場合は、1回当たりのコードでの請求となります。

<その他の注意事項>

- 令和6年度介護報酬改定に準じた見直し（高齢者虐待防止の推進、BCP策定等）により加算・減算の設定を行いません。
- 生活援助中心のサービス（20分～45分、45分以上）の利用にあたっては、本人や家族のニーズや計画作成担当者、事業所等によるアセスメントをもとに、サービス担当者会議で必要なサービスを本人の選択に基づき調整してください。また、指定相当（従前相応）サービス

を含めた多様なサービス・活動を組み合わせて支援体制を調整してください。

通所型サービスの主な基本報酬（令和6年4月1日以降）

サービスコード		サービス内容／種類	単位	対象者・回数等
種類	項目			
A6	1113	通所型独自サービス21	1回当たり 436単位	事業対象者、要支援1 （事業対象者は週1回程度の場合） ※月1回から4回まで
	1123	通所型独自サービス22	1回当たり 447単位	事業対象者、要支援2 （事業対象者は週2回程度又は2回を越える程度） ※月1回から8回まで
	1111	通所型独自サービス11	1月につき 1,798単位	事業対象者、要支援1 （事業対象者は週1回程度の場合） ※包括報酬を適用する場合は、市と 事前に協議が必要 ^(注1)
	1121	通所型独自サービス12	1月につき 3,621単位	事業対象者、要支援2 （事業対象者は週2回程度又は2回を越える程度） ※包括報酬を適用する場合は、市と 事前に協議が必要 ^(注1)

（注1）適切なアセスメントに基づく自立支援・重度化防止に資する予防プランであるとして、市の確認が必要になります。また、包括報酬を適用しても、実際のサービス提供が、1回当たりの単位で算定した際に包括報酬の単位を下回る場合は、1回当たりのコードでの請求となります。

<その他の注意事項>

- （1）運動器機能向上加算がそれぞれの単価に包括化されました。
- （2）令和6年度介護報酬改定に準じた見直し（高齢者虐待防止の推進、BCP策定等）により加算・減算の設定を行いません。
- （3）事業対象者の利用回数については、本人や家族のニーズや計画作成担当者、事業所等によるアセスメントをもとに、サービス担当者会議で必要なサービスを本人の選択に基づき調整してください。

介護予防支援費

サービスコード		区分	単位	委託料
種類	項目			
4 6	2111	要支援 1・2	介護予防支援費	4 4 2 単位 4, 4 2 0 円
4 6	4001	要支援 1・2	初回加算	3 0 0 単位 3, 0 0 0 円
4 6	6132		委託連携加算	3 0 0 単位 3, 0 0 0 円

介護予防ケアマネジメント費

サービスコード		区分	単位	委託料
種類	項目			
AF	2111	事業対象者 及び要支援 1・2	介護予防ケアマネジメント費 (ケアマネジメントA)	4 4 2 単位 4, 4 2 0 円
	2112		介護予防ケアマネジメント費 (ケアマネジメントB)	1 9 4 単位 1, 9 4 0 円
	2113		介護予防ケアマネジメント費 (ケアマネジメントC)	4 4 2 単位 4, 4 2 0 円
AF	4001	事業対象者 及び要支援 1・2	初回加算	3 0 0 単位 3, 0 0 0 円
AF	7001		委託連携加算	3 0 0 単位 3, 0 0 0 円

介護予防ケアマネジメント費と介護予防支援費

種 類	要支援者 (給付のみ)	要支援者 (給付+事業)	要支援者 (事業のみ)	事業対象者
介護予防ケアマネジメント (総合事業)	×	×	○	○
介護予防支援 (予防給付)	○	○	×	×

※予防給付を計画していた利用者が、総合事業のみを利用した月は、介護予防ケアマネジメント費での請求になる。

7. 他市被保険者の利用について

A市の被保険者が霧島市で従前相当サービスを利用する場合は、事業所は、A市から総合事業の事業所指定を受ける必要がある。

サービス種類コードについては市町村ごとに異なるため、請求先の保険者（A市）へ確認が必要となる。

8. 住所地特例者の利用について

霧島市の有料老人ホーム等に住所を設定している、A市の被保険者（住所地特例対象者）が指定相当サービス（従前相当サービス）を利用する場合は、サービス事業所は、霧島市のサービスコードで国保連を通じてA市へ給付費を請求する。A市による事業所の指定は不要。

9. 区分変更申請及び新規申請中のサービス利用について

基本的には、要介護認定中の被保険者は総合事業のサービスを利用できないが、要支援認定からの区分変更申請中及び新規申請中の被保険者が、認定がおりるまでの間に利用した総合事業のサービス費については、認定結果が要介護1以上となっても、総合事業対象となる。ただし、介護給付と総合事業の併用はできないため、暫定で介護給付のサービスを利用していた場合は、介護給付のサービス開始以前までを総合事業対象とする。

要介護認定等の申請期間中のサービス利用と費用の関係

	給付のみ	給付と総合事業	総合事業のみ
非該当・事業対象者	全額自己負担	給付分は全額自己負担。 介護予防ケアマネジメントも含めた事業分は事業より支給。	介護予防ケアマネジメントも含めて、事業より支給。
要支援認定	予防給付より支給	介護予防ケアマネジメントを含めた給付分は予防給付より支給。 事業分は、事業より支給。	介護予防ケアマネジメントも含めて、事業より支給。
要介護認定	介護給付より支給	介護予防ケアマネジメントを含めた給付分は、介護給付より支給。 事業分は、介護給付サービスの利用を開始するまでのサービス提供分は事業により支給。	介護給付サービスの利用を開始するまでのサービス提供分は事業により支給。

(注) 上記は、それぞれの指定を受けていることが前提。

《参考》厚労省「介護予防・日常生活支援総合事業ガイドライン案」についての Q&A【平成 27 年 3 月 31 日版】P.4（第 4 サービス利用の流れ 問 4）より抜粋

問 4 基本チェックリストによりサービス事業対象者として介護予防ケアマネジメントを申請し、総合事業の訪問型サービスを利用していた者が、要支援認定申請を行い、介護予防支援の暫定プランに基づいて総合事業の訪問型サービスと福祉用具貸与を利用していたところ、要介護 1 と判定された場合は、総合事業の訪問型サービスの利用分は全額自己負担になるのか。

(答)

要介護認定は申請日に遡って認定有効期間が開始し、また要介護者はサービス事業を利用することができないため、サービス事業のサービスを利用した事業対象者が要介護 1 以上の認定となったことにより全額自己負担となることを避けるため、介護給付の利用を開始するまでの間はサービス事業によるサービスの利用を継続することを可能としている。

お尋ねの場合、要支援認定申請と同時に、給付サービスである福祉用具貸与の利用を開始しているため、申請日に遡って要介護者として取り扱うか、事業対象者のままとして取り扱うかによって、以下のような考え方となる。

- ① 要介護者として取り扱うのであれば、事業のサービスは利用できないため総合事業の訪問型サービスの利用分が全額自己負担になり、福祉用具貸与のみ給付対象となる。
- ② 事業対象者のままとして取り扱うのであれば、総合事業の訪問型サービスの利用分を事業で請求することができ、福祉用具貸与が全額自己負担となる。
- ③ 訪問型サービスが、指定居宅サービス（訪問介護・通所介護）に置き換えが可能な場合は、要介護認定の申請日に遡って請求することが可能である。

10. 連絡先について

霧島市地域包括支援センターでは、保健師、社会福祉士、主任ケアマネジャーなどが高齢者の相談に応じます。

地域包括支援センター

本所	☎48-7979 〒899-4332 霧島市国分中央 3-9-20 (国分パークプラザ内)		
国分北支所	☎64-0667	国分南支所	☎46-3717
溝辺支所	☎58-2365	横川支所	☎72-9718
牧園支所	☎78-3387	霧島支所	☎57-0100
隼人北支所	☎55-1255	隼人南支所	☎43-2363
福山支所	☎64-7165		

霧島市役所 代表☎0995-45-5111

長寿介護課	〒899-4394 霧島市国分中央三丁目45番1号 * 高齢者福祉サービスに関すること 介護予防・生活支援総合事業のうち、一般介護予防事業、訪問型サービス A、通所型サービス C に関すること 長寿福祉グループ ☎内線 2129 * 介護保険の利用申請に関すること 介護予防・生活支援総合事業のうち、事業所指定、指定相当サービス (従前相当サービス)、基本報酬に関すること 介護給付グループ ☎内線 2134		
隼人市民サービスセンター 隼人市民福祉課 ☎内線 5063	溝辺総合支所 市民生活課 ☎内線 6004		
横川総合支所 市民生活課 ☎内線 6323	牧園総合支所 市民生活課 ☎内線 5442		
霧島総合支所 市民生活課 ☎内線 5713	福山総合支所 市民生活課 ☎内線 6831		